

桶川市救急医療情報キット配布事業実施要綱

(令和 6 年 1 月 1 2 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、急病により救急対応が必要となった場合に救急隊員等が迅速かつ的確な救急活動を行うことができるよう、ひとり暮らしの高齢者等に対し救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布することにより、高齢者等の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 救急隊員 消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 4 4 条第 3 項及び第 4 4 条の 2 第 3 項に該当する者をいう。

(2) 高齢者 満 6 5 歳以上の者をいう。

(キットの内容)

第 3 条 キットの内容は、次のとおりとする。

(1) 保管容器

(2) 救急情報シート（別記様式）

(3) 冷蔵庫貼付用シール

(キットの利用方法)

第 4 条 冷蔵庫貼付用シールは、冷蔵庫の正面かつ駆けつけた救急隊員等が発見しやすい位置に貼付するものとする。

2 救急情報シートは、必要事項を記入した上で、保管容器に入れて冷蔵庫内に保管するものとし、記載内容に変更があった場合は、速やかに更新するものとする。

(配布対象者)

第 5 条 キットの配布の対象となる者（次条第 1 項において「配布対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 日中独居の高齢者
- (3) 高齢者のみの世帯に属する者
- (4) 障害者手帳を所持している者
- (5) 指定難病医療受給者証を所持している者
- (6) その他市長が認めた者

(配布方法)

第6条 キットは、配布対象者、民生委員等からの申出により、障害福祉課、高齢介護課及び市内地域包括支援センターにおいて配布する。

2 キットは、1人につき1セットを配布するものとする。

(費用負担)

第7条 キットは、無償で配布する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

救急情報シート

作成年月日

（ 年 月 日 ）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日		性別	血液型
	明・大 昭・平 令	年 月 日	男 女	A B O A B
住 所		電話番号		
		携帯電話		
桶川市		()		
		()		

(ふりがな) 緊急連絡先氏名	続柄	住 所	電話番号 携帯電話
			()
			()
			()
			()
			()

かかりつけ医療機関名	診療科及び担当医	所在地	電話番号
			()
			()
			()
持 病（病 名）	服薬内容（薬剤情報提供書に写し、おくすり手帳の写し、薬袋などを入れていただいても構いません。）		

その他 ・救急隊員への伝言 ・緊急時に役立つと思われること ・搬送を希望する医療機関 など	
---	--